

東法連平成28年度税制改正要望(抜粋)

1 国税・地方税

(1) 法人税

① 法人税率の引き下げ

平成27年度の税制改正を初年度とし2年で法人実効税率を3・29%引き下げることと決定、以後、20%台まで引き下げることを目指すこととなった。

しかし、周辺アジア諸国は既に20%台であり、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から早期に諸外国並みの20%台を実現するよう求める。

② 課税ベースの拡大について

平成27年度税制改正では、中小企業への影響を配慮し大法人を中心に法人税改革を行なうこととなり、中小法人課税については今後の検討課題となった。

円安による原材料費の高騰や人材不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、地

域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税ベースの拡大は行なうべきではない。

③ 中小企業軽減税率の引き下げ等

平成27年度の税制改正において、中小企業軽減税率の適用期限が平成28年度末まで2年延長された。

我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引き下げを求める。

また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引き上げを求める。

④ 交際費課税制度の見直し

平成26年度税制改正において交際費等の損金不算入制度の見直しが行われるとともに、中小法人に係る損金算入の特例について、見直し措置との選択適用としたりうえ、その適用期限が延長された。

交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、恒久化、定額控除限度額の引き上げを求める。

⑤ 中小企業の欠損金の繰り戻し還付制度の拡充

中小企業の欠損金の繰り戻し還付制度については、繰り戻し期間が1年に限定されているが、欠損法人のキャッシュフロー対策として、3年程度への延長を求める。また、欠損金の繰り戻し還付制度は、中小企業に限定して適用されるが、対象企業の拡大も求める。

⑥ 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外については損金不算入とされているが、利益連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるべきである。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

(2) 所得税

① 所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

女性の活躍推進と全員参加型社会

実現のための社会基盤整備のなかで、配偶者控除の見直しが検討されているが、女性の社会進出の促進には、各種子育て支援策の拡充が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

また、急激な税負担の増加防止や少子化対策の観点から、N分N乗方式の導入等課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

(3) 資産税

① 事業承継税制

平成25年度税制改正において、相続税・贈与税の納税猶予制度について適用要件の緩和や手続きの簡素化など、制度の大幅な改善が図られた。

中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離れた本格的な事業承継税制の創設が望ましいが、当面は納税猶予制度の更なる利用促進を図るため以下の要件の見直しを求める。

- ・ 相続税の納税猶予割合の100%への引上げ
- ・ 発行済議決権株式の総数上限(3分の2)の撤廃

- ・ 相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可

- ・ 贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度の選択を

認める措置の創設

- 雇用確保要件を「5年間平均で8割以上確保」を「5年間平均で5割以上確保」とする。

• 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

② 相続税

平成25年度税制改正において基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増を招くことが推察される。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

また少子化対策の観点から、法定相続人1人あたりの控除額600万円の引上げを求める。

③ 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算

できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

(4) 消費税

① 軽減税率について

平成27年度の税制改正大綱において、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引き上げ時期が平成29年4月に変更され、軽減税率制度については平成29年度からの導入を目指して具体的な検討を進めることとなった。

軽減税率制度については、社会保障制度財源の毀損、対象品目の線引きにおける混乱、高所得者にも恩恵がおよび低所得者対策としては非効率、インボイス導入等複雑な事務の増加等多くの課題が指摘されている。特に中小企業者にとっては事務・コストにおいて極めて負担が大きいことから軽減税率の導入は避けるべきである。

② 価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、中小企業者との間で価格転嫁についての不安は未だ大きく、円滑かつ適正な価格転嫁

に支障が生ずることのないよう、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

(5) 地方税

① 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については長期的な地価下落が続く中、特に都市部において重税感が高まっており、負担軽減を求める。評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

② 固定資産税の免税点の引き上げ等

固定資産税における減価償却資産の免税点150万円の引き上げ及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

③ 東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充

東京都の「中小企業者向け省エネ促進税制」について、平成27年4月に対象期間が5年延長された。省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引き上げや対象機器の拡大

などの拡充を求める。

④ 事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

2 その他

(1) マイナンバー(社会保障・税番号制度)

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。個人情報の流出や悪用への対応や費用対効果が課題となる。個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。また、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

(2) e-Tax 控除(電子証明書等特別控除)

e-Tax 控除については平成24年度分の確定申告にて廃止されたが、今後更なる普及を推進するためにも特別控除を復活するよう求める。